

治療用装具の 保険給付(療養費)を申請するとき

健康保険を使って作製できる「治療用装具」は、
治療のために必要不可欠なもので健保組合が認めたものに限られています。
療養費の支給ができるかを判断するために、申請書類は注意点を守って提出してください。



作製前に
ご確認
ください!

治療用装具とは?

- 治療のために必要不可欠であること。
- 症状が固定する前に、医師の指示のもと一時的に使われるものであること。
- 個々の患者の身体に合わせたオーダーメイド品(オーダーメイドと同等の機能を有した既製品を含む)であること。(市販品や既製品は対象外)

例 コルセット、膝装具、足底装具(インソール)、
弾性着衣、小児治療用眼鏡 など

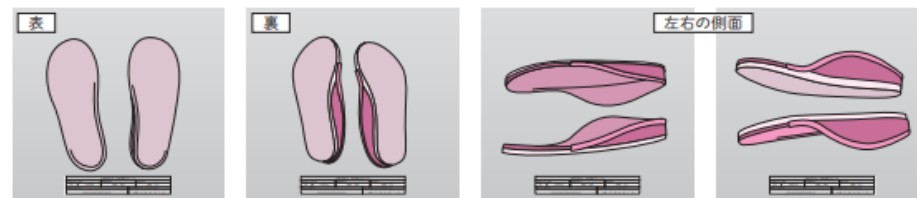
申請に必要なもの

- 療養費支給申請書
- 医師の証明書
- 装具代金の領収書
- 作製した装具の写真
(小児治療用眼鏡の場合は不要)
1 2 を参照してください
- 装具作製確認書

2 各装具撮影の注意事項

足底装具(インソール)

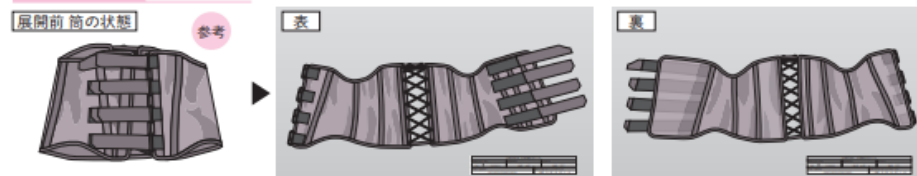
- 靴から出した状態 ● 表、裏、左右の側面 ● 左右を作製の場合は、左右そろえて撮影



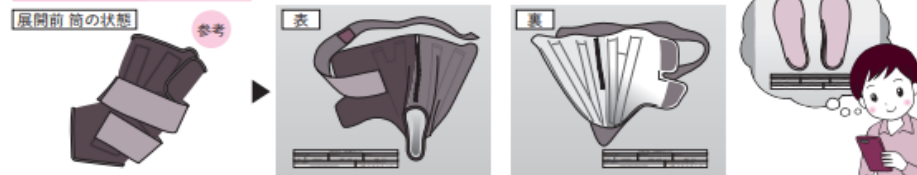
筒状の装具(腰椎装具、短下肢装具等)

展開可能なもの ➡ ● できるだけ展開し表裏を撮影

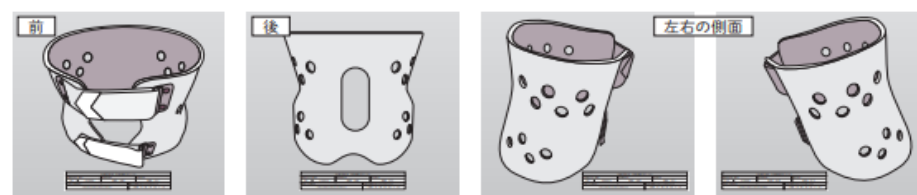
腰椎装具



短下肢装具



展開不可なもの ➡ ● 筒状の場合、前後左右を撮影 ● 長方体の場合、前後上下を撮影



メール送信時の
注意点

送信いただいた写真については、必ず当健保組合から返信をいたします。
送信後、数日経過しても返信がない場合は、容量オーバー等により、メールが届いていない可能性があります。その際は、再度送信いただく下記
医療保険グループまでご連絡ください。

添付画像は
5MB以内で
お願いします。

1 装具の撮影について共通の注意事項

- 装具作製確認書下部の「写真撮影用ラベル」と一緒に撮影

写真撮影用
ラベル

治療用装具 写真撮影用ラベル			
被保険者番号(後2桁)	被保険者名	受診者名	
99 - 99999	健保 太郎	健保 花子	
作製した装具名	装具を作製することが決まった日		
右短下肢装具 F-1硬性	令和 6 年 4 月 1 日		

ラベルは
装具にかぶらないように
してください



- 構成の確認を行うため、装具全体を確認できるように撮影
- 装着状態ではなく、装具単体で撮影
- 前後左右を撮影
- タグ・ロゴ・取扱説明書・付属部品等がある場合は、それらも撮影

取扱説明書

タグがついて
いるもの



装具の形状や内容が不鮮明等で確認不可の場合は、再提出をお願いすることがあります。装具の大きさによっては、ラベルの内容が読み取れないことがあります。その際は、任意の用紙等にラベルと同様の情報を大きく記載し、ラベルと置き換えて撮影してください。

詳しくは当健保組合のホームページをご覧ください

<https://www.shokki-kenpo.jp/> トップページ ▶ 健保の給付 ▶ 立替払いをしたとき

● お問い合わせ 医療保険グループ TEL 内線 70-4612 外線 0566-21-7784

